

石炭対策特別委員会議録 第二十二号

昭和三十七年四月四日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事岡本 茂君 理事神田 博君

理事齋藤 憲三君 理事始関 伊平君

理事岡田 利春君 理事多賀谷眞稔君

理事中村 重光君

藏内 修治君 澁谷 直藏君

中村 幸八君 濱田 正信君

渡辺 惣蔵君 伊藤卯四郎君

出席政府委員

通商産業事務官 今井 博君

(石炭局長)

委員外の出席者

議員 多賀谷眞稔君

議員 岡田 利春君

労働事務官 北川 俊夫君

(職業安定局調 整課長)

四月二日

石炭政策転換に関する請願(岡田利春君紹介)(第三二〇二号)

同(岡田春夫君紹介)(第三二〇三号)

同(松井政吉君紹介)(第三二〇四号)

同外八件(多賀谷眞稔君紹介)(第三二六五号)

同外六十四件(中村重光君紹介)(第三二六六号)

同外六十件(渡辺惣蔵君紹介)(第三二五五号)

同(野口忠夫君紹介)(第三二六二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

石炭鉱業安定法案(勝間田清一君外二名提出、衆法第一九号)

炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案(勝間田清一君外二名提出、衆法第二〇号)

○有田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、勝間田清一君外二名提出、石炭鉱業安定法案及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案を議題として質疑を行ないます。

○有田委員長 これより会議を開きます。

質疑の通告がありますので、これを許します。始関伊平君。

○始関委員 前置きを抜きにいたしまして直ちに質問に入りたいと思っておりますが、ただ、こういう法案の出で参りました背景なり、あるいは気持につきましては、一応了解ができないわけでもございせんが、法律案でございせんから、客観的に一つ法律論の立場でお尋ねをしたいということも、もう一つは、率直にお尋ねしたいと思っております。あるいはお耳ざわりな言葉が出ることもあると思ひますが、この点は平素の御好意に免じて一つあしからず御了承をいたたくようにお願いいたします。

この法案、と申しますのは炭鉱労働者の雇用安定の方であります。五、六条の規定もございせんすけれど

も、一番の大きな骨格をなすものは三条、四条だろうと思ひます。それでその趣旨といたしますところは、一定数以上あるいは一定割合以上の炭鉱労働者を解雇しようとする場合には労働大臣の承認を受けなければならないものとす、もう一つ、労働大臣は当該労働者の再就職が困難であると認める場合にはその承認をしてはならないものとする、ということが骨子だと思ひます。しかしこういうような立法というのは、日本の労働法体系のうちにそれに比すべきものが全然ない。また世界各國の立法例を調べてみても、こういう立法例というものは全く見出すことができないのでありまして、提案者の引用されております西ドイツの解雇制限法も、これはあとで申し上げますが、全くといっていいくらい立法の趣旨が違うというふうに私は考えております。従ひまして、われわれはこの法案に対してはなほだどつびなとつびという言葉が悪ければ唐突な感じ、そういう印象を持つものであります。世界のどこを探しても、労働法体系というものは、いふん発達して参っていると思うのであります。類似の立法がないという事は、同時に、この立法が客観的に妥当性と、それから合理性を欠いておるといふことを意味しておるのだというふうに指摘せざるを得ないと思ひます。

資本主義社会における企業が、原則として解雇の自由を持つという事は申し上げるまでもありません。この原則に対して若干の例外がありまして、た

とせば日本では労働組合法第七条あるいは労働基準法第百四条という様なものがありますが、これはこの法案とは全く関係がないのでありまして、提案者もこの点には言及されておられないので、あらためて申し上げる必要はございません。

西ドイツの立法でございますが、この西ドイツの立法は、社会党案のように、解雇権そのものを奪う、承認なき解雇は無効とする、そういう趣旨のものではなくて、ただ単にその解雇の効力の発生を一月なりあるいは最大三カ月の間延ばすことができるにすぎないものであります。西独の労働市場の状況からいへば、このような程度の時期の調整でも若干の意義ありというふうにされておるものだろうと考える次第であります。

そこで最初にお尋ねしたい点は、提案者がこの法案と西ドイツ連邦の解雇制限法とを、これはせんだって勝間田君が読み上げました提案理由によりまして、「連邦の解雇制限法と大体同様なものでありまして」と言っておるのであります。実は同様でないもので、同様なものはない、誤解に出たか、そうでなければ何かちよつと、これも言葉は悪いのでありますが、ごまかしの様な感じを持たざるを得ないのであります。最初に、その点について御所見を伺います。

○多賀谷議員 質問者の方から、日本の労働法体系の中にどこにあるかという話がありました。質問者自身が御指摘になりましたように、必ずしもこ

の法案と同じではありませんけれども、解雇制限というものは、不当労働行為の解雇制限、あるいはまた基準法による、災害を受けた場合にその災害がおこるまでは解雇ができない、こういう法律もあるわけでありまして、あえて日本の法制の中で探そうと思へばそういうものがあるのですけれども、しかし私たちがこれと同じ類型だとは申しませんが、解雇制限としての法体系は全然絶無ではございません。

それから今、西ドイツの州法並びに連邦法の、われわれが引用したことについての質問がございましたが、やはり経営者が解雇する場合においては、どれだけ努力をしたかということがかなり基準になると思ひます。それはたとえばウィルテンベルグ・バーデン邦の中の大規模解雇における従業員保護に関する法律に、解雇は労働時間の適当な短縮を初めとして、職場維持のためにし得る一切の手段をしたときに初めて考慮すべきものである、こういう規定があるのであります。これは単に形式犯ということだけでなくて、かかる十分な手段を事前に尽くしたかどうかということが判断の根拠になるわけでありまして、さらにまた、ドイツの場合は日本の場合と違ひまして、解雇された者は次の再就職まで、最初は失業保険でいきなす、失業保険が切れなす、失業手当として再就職まで完全に生活が保障されておるといふところに、問題が違うのであります。解雇された者の取り扱

いも違うところに入れれば考慮しなければならぬと思つて、それから、私たちが今出しております法律は、解雇を制限するということ、解雇を完全禁止するというだけではございませぬ。「再就職が困難であると認める場合」ということが書いてあるものであります。就職ができるという条件においては当然労働大臣は承認すべきものである、かように考へておるのであります。しかし、私企業においてそれだけの負担をかけることはこれはどうかと思つて、あとに申します雇用奨励金の制度がございしますから、新しい企業に雇用奨励金を補助して、そして新しい雇用を持たすということと同一の意味において、いわば炭鉱側へのその欠損分については解雇制限補給金というものを政府が支出するのだ、こういうように考へて、大体総合的に考へますと、あまり欠陥はないのではないか、こういうように考へるわけであります。

それから、あえて申しますならば、アメリカの完全雇用法というのが、例のニュー・ディール政策のときにいろいろ論議されたわけです。これもやはり企業家の社会的責任という意味において、どんな解雇すべきではなくて、企業家は企業の許す範囲において、やはり雇用を維持すべきであるという社会的義務を課しておるのであります。やはり政府が完全な離職者に対する保障、あるいは憲法に規定しております労働の権利というものを保障するならば、資本主義国家においても私法、こういふ法律が出て至当ではないか、こういうように思つておられます。

○始関委員 ですから私は法律論として問題を限定してお尋ねしたい、こつちの法律は、解雇を制限する、承認なき場合の解雇は無効であるということ、その法律上の要点について言へば、世界に準ずる例がないと思つてあります。ただいまお触れになりましたその他の点につきましては、これからの質問でだんだんとお尋ねをして参りたいと思つておられます。

私の第二番目の質問は、あなたの方の法案の第三條の趣旨というものは、その二項に明らかになっておられますように、またただいまの御説明にありましたように、解雇されようとする炭鉱労働者の再就職が困難であると認める場合に、炭鉱権者から解雇権を剥奪しようというものであります。この点は疑いのないところであります。しかしながら、再雇用が困難であるという労働市場の状況というものは、いわば当該企業の外側の問題であつて、こういうような事態に対して全く責任のない経営者側に責任を押しつけるというのでは、理論上も、あるいは思想上もおかしい、筋の通らない話であるかと思つておられます。私もこのように考へておられます。このふうな労働市場の状況、つまり再就職ができないといったような労働市場の状況に對する責任というものは、近代國家の通念として、政府の方にあります。それだからこそ、前国会末期以来、社会党の方でも協力をし、離職者対策というものはかなり力を入れて参つたのであります。社会党のある議員さんのお話によれば、保守政党としてはなかなかやりにくいと思つられるような雇用奨励金というふうなものも

やつたのであります。再雇用が困難だという労働市場の状況に對する責任というものは政府にあるのだという前提に立つて、離職者対策等が不十分であればこれをさらに拡充強化するといふふうな御議論ならば、非常にすなおに受け取れるのであります。労働市場の状況というものは、とにかく企業者には責任はないという建前なのです。そこで私が提案者にお尋ねしたいのは、このような状況に對する政府の責任というものと、それから業者の責任というものとを混同し、間違えておるのじやなからうかと思つておられます。この点一つがいたすのであります。この点一つが何を願ひたいと思つておられます。

○多賀谷議員 労働市場に對する責任は、当然政府でございします。しかし解雇権を乱用してはいけないのであります。また当然、なるべく自己の労働力を保全して解雇しないという義務は、現在の日本のような労働市場においては、企業家の社会的義務としてあるのではないか、やはり企業家は自己の思ふ通りに、どんな労働市場の状況でもないのじやないか、われわれとしては、やはり社会的責任がある、こういう考へ方を持っておられます。しかし、それではそれが全部企業家の責任かというところ、そうでもない。ですから、現在の日本の経済情勢においては、大体政府が持つけれども、自己の労働力をどういふふうな保全をしてやるか、将来その労働者をどういふふうに見てやるかといふのは、現在の日本のような終身雇用制の比較的多く行なわれておるものにおいては、やはり企業家の責任という一半があるのではない

か、かように思つておられます。しかし、それだけでは理論が通りませぬから、ここに解雇制限補給金というものをあつて、政府にその大半の責任があるのだといふことを明記したわけだ。

○始関委員 解雇される人間に對して企業自体としてもあつたか心づかいをしなればいかぬということ、それから、必要な人員の確保は企業自体の責任であるということは、私もその通りだと思つておられます。しかし、法律論としては、企業自体が過剰であると認める人員について、企業自体が養つておかなければならぬという責任を持たすこととは、私は行き過ぎだらうと思つておられます。補給金の問題もありませんが、補給金というものは非常に不都合なものだと思つておられます。これはあとでお教へを願ひたいと思つておられます。

その間、ちょっと第三問といたしまして問題をばさみますが、日本の石炭業の置かれてある立場というものは、ともかくも合理化を進めて、国民世論の納得するところまでコストと価格を引き下げて、その基礎の上に、政府の施策と関係業界の協力が相俟つて、石炭業そのものの安定をまず確保すべきであつて、そういうふうな企業そのものの安定を待って初めて、ほんとうの意味の雇用の安定が期し得られると考へるのではありません。おそれなく提案者は、理屈としてはそんなことはわかつておるのだが、目下の事態が急迫し過ぎておると考へておられるのだからと思つておられますが、とにかく本筋はそういうことだと思つておられます。この法案によりますと、企業の運営について、あるいは企業の存立について責任を持つ経営者が、合理化その他を遂行することが実

際上できないか、あるいはきつめて大きな制約を受けるわけであります。提案者のお考へのような法律を作るといふことは、日本の石炭業の進むべき根本的な方向に逆行するらうか、このように思つておられます。いかがですか。

○多賀谷議員 私は、この法律が實際に運営されるならば、必ずしもお話になつたような状況ではなくて、むしろ近代的な炭鉱の建設になるのじやないかと思つておられます。なぜならば、再就職が困難である場合には不承認にしてい

わけです。これは現在の財閥石炭会社の状態からすれば、ほとんど鉱山から生まれた会社が大部分です。三井にしても、三菱、住友にしてもそうなんです。炭鉱は、元來、収獲漸減の法則ではございませぬけれども、資源を枯渇させていく産業ですから、非常に利潤を得たときに新しい会社が出てくる。そういう関係からいいますならば、非常な努力をし、財界の協力を得るならば、財閥会社においては、政府にたよらなくても再就職はできるのではないかと私は思つておられます。この努力が足りない。もしこの法律が實際運用されるといふことになると、少なくとも財閥会社の労働者の再就職は、政府の手を借りなくてもいいんじゃないか。しかし財閥会社でない、系列会社を持たない会社においては、あるいは中小鉱山等においては、むしろ政府がそういう部分の離職者について、積極的に市場を開拓してやれば、両々相俟つて私はスムーズにいけるのではないかと考へておられます。そこで、合理化の今の基本線から逸脱するではないかといふようなお話をすけれども、現在の合

理法の基本線は、政府が考えておりますように現状はいいない。これは私たちが意見のあるところですが、現在の合理化の姿というものは近代化の方向にはいいない。これはたまたび本委員会でも問題になりましたけれども、近代化でなくて、非近代化の方向にいいおる。ですからビルド・アップ・ストラップでなくて、ストラップ・アンド・ストラップという形になっておる。これは非常に問題点だらうと思つた。それから、要するに人を減らすという面からいまして、今のような、トラブルの中で解雇されるのではなくて、こういう制度が運用されますと、必ずスムーズな形の中で再就職も行なわれ、人員の縮小もできるのではなからうか、こういうように逆に考えておるわけです。そういうことになるとこの法律は、先般も参考人の意見の中で全炭鉱の方々が、これは解雇奨励法になるのだということを書いておりましたが、私は必ずしもそういうことではありませんが、再雇用を促進する法律になる、実際上の運営としてはこういうように考えておるわけです。

○始開委員 ただいまのお話の中で、財閥会社の問題に今お触れになりましたが、それは道義的な一種の責任といえますか、そういうような意味においては私ども同感の点が少なくないのではありませんが、解雇権を奪うという形はいかに不適当だという考え方をしておるのではありませんか、これからその点をだんだん申し上げたいと思つた。今度は一つ実行上の問題につきましてお尋ねをしてみたいと思つたが、たとえば、ある中小炭鉱で現在三百名の労働者がおる、この法案が出ました場合に、自分のところでは百名でよろしいのだ、あと二百名は解雇したいという申請がかりにあつたとして、労働市場の問題云々とおっしゃるのだが、何名の解雇が必要であるかというようなことからいいますと、企業自体の立場から問題判断しなければいけません。一体これはだれがどんなふうにして判断を下すのか、非常にむずかしいと思つたのですが、その点いかがでありますか。

それから、私は今の情勢から申し上げますと、ここに二百名—二百名に限らないのでありますが、この場合でいえば二百名の解雇申請に対して、承認にするほかない。その結果どうなるであらうということを考えてみますと、二つの場合が考えられると思つた。一つの場合は、第四条にいろいろと補給金を出す条件が規定してございまして、この条件の当てはまり方いかんによつて、二百名分の賃金全額を補給しなければならぬという場合があり得るであらうと思つた。そういういたしますと、その場合には、企業者は税金で遊んでおる労働者を養つておるということになるわけでありまして、これはどう考えても不都合ではなからうか。もう一つ、こういう場合も考えられる。それは一定割合しか補給金が出ないという場合には、石炭業者に負担を負わせることになる。法律的に限定して考えれば、企業というものは失業救済機関ではない、これはもう明らかでありますから、石炭業者に不当な負担を負わせ、犠牲をしい、企業の存立そのものを危うくするということになると思つたのであります。どちらの結果になつても、これは著しく不都合だと思つたが、その点御見解を伺いたい。

○岡田(利)議員 今の一つのケースの問題ですが、どういふ場合を想定しておるかということが問題になってくると思つた。わが国の中小炭鉱の現勢は大體Aダッシュ・クラス、こう言つて差しつかえないのではないかと思つた。しかも、今日の炭鉱の経営構造から判断をして、普通一般の中小炭鉱において坑内外の比率は七対三、この程度が今日の坑内外の人員の比率の傾向だと思つた。ですから、一挙に、三百名の炭鉱で二百名を解雇するという事態が起きる条件というものは、どういふ場合が想定されるであらうか、こう考えてみますと、なかなかそういうケースはないという工合にわれわれは今までの実績から考えておるわけだ。ただ坑外関係は全部社外工に切りかえる、あるいは福利厚生施設を全部まわしてしまふというやうな場合に、一応過半数に近い者を一挙に解雇するという場合が想定されますけれども、それ以外のケースとして、よほどの何か事故があつて、坑内が半分水没をするとか、そういうアブノーマルな事態でない限り、三百名の在籍で二百名を解雇しなければならぬ、こういうケースはわれわれは想定できないわけだ。ですから、炭鉱そのものに対してそういう一つのケースを想定すること自体がおかしいのではないかと思つた。私には言わざるを得ないと思つたのであります。人員は一応別にしても、中小炭鉱で大量の整理をする、この整理の中には、必ず坑内外の生産部門と非生産部門の関係があるわけだ

す。たとえば配給所とか福利厚生関係を一応切り離す場合には、これは切り離すということであつて、経営形態は別であるけれども、労働者はそこでやはり雇用されるわけだ。ですから全部丸かかえをしなければならぬというケースは、今日日本の炭鉱の合理化のこれからの先行きの中で、私どもとしてはそういう想定はできないのだ、そういう事態はよほどの何か事故か災害がない限り発生しないであらう、こういうやうな点、現状認識なり実態認識についてちょっと飛び離れているのではないか、こう私は思つた。

○多賀谷議員 ですから、企業の存立を危うくするといふ場合には、これはたゞし書き条項で除外してあるわけだ。企業は存立を危うくするものについてまでこれを適用しようという考え方ではございません。

○始開委員 それは、私が申ししたやうに、全額を補給してくれればいいです。しかし今百名—二百名、数字はどうでもいい。要するに一定割合しか補給金がもらえないという場合、やっぱり賃金として実際支払う額との差額との問題が起つて、非常に困難な事態になるということをお示したのですが、それはそれでよろしゅうございませぬ。これは御答弁の用意がないと思つたが、かりにこの法律が通つたとして、第四条にいう解雇制限補給金というものは総額どのくらい要することになりますか。その算出根拠があつたら一つお聞かせ願ひたい。

○多賀谷議員 今年大體政府が考えておられますのが二万七千名くらい解雇ということになりますと、この中で、山全体の継続が不可能であるやうな場

合、これは主として合理化法にかかると思つた。それからこれにも書いておられますが、先般通過をいたしました石炭鉱山保安臨時措置法によるいわば整理炭鉱は、当然この法律から除外して認可が要らない、こういうようにしたいと思つた。これは生命の危険がございまして、当然除外をされるものである。そういういたしますと、二万七千名のうちで大體二万人くらいが対象になる。そのうち大體半分適用されるということになると、最高七千五百円よりも年七億五千万円、大した金額ではないのか。こういう数字になると、一億五千名にいたしますと、十億程度ということになります。

○始開委員 その次の問題に入りませぬ。これは提案者のすべてがそういう御意見であるかどうかわかりませんが、この第四条にいう解雇制限補給金と三十七年度予算で決定を見ておる雇用奨励金、これは大體同様の趣旨のものだといふふうな見解が提案者の方にあるやうに私も推測するのですが、これも私どもに言わせれば、非常にとんでもない見当違いだと言わざるを得ない。その理由は、雇用奨励金というのは問題の根本的な解決です、従つて前進の方向にあるわけでありまして、これに対して解雇制限補給金というのは、単なる問題の引き延ばし、さっき申ししたやうに大勢に逆行する方向にあるといふふうに考えます。もう一つの点として、雇用奨励金というのは雇い主の意思に合致したものであるのに対して、解雇制限補給金の方は、雇い主

合、これは主として合理化法にかかると思つた。それからこれにも書いておられますが、先般通過をいたしました石炭鉱山保安臨時措置法によるいわば整理炭鉱は、当然この法律から除外して認可が要らない、こういうようにしたいと思つた。これは生命の危険がございまして、当然除外をされるものである。そういういたしますと、二万七千名のうちで大體二万人くらいが対象になる。そのうち大體半分適用されるということになると、最高七千五百円よりも年七億五千万円、大した金額ではないのか。こういう数字になると、一億五千名にいたしますと、十億程度ということになります。

合、これは主として合理化法にかかると思つた。それからこれにも書いておられますが、先般通過をいたしました石炭鉱山保安臨時措置法によるいわば整理炭鉱は、当然この法律から除外して認可が要らない、こういうようにしたいと思つた。これは生命の危険がございまして、当然除外をされるものである。そういういたしますと、二万七千名のうちで大體二万人くらいが対象になる。そのうち大體半分適用されるということになると、最高七千五百円よりも年七億五千万円、大した金額ではないのか。こういう数字になると、一億五千名にいたしますと、十億程度ということになります。

の意思に反して、企業の自主性なりあるいは経験というものを踏みにじる結果になる。その結果、さつきあなたがおっしゃったように、国が財政的に責任を持つことになるわけですが、国が責任を持つことについてはまたあらためて伺いますが、そういうことのようなことで、どうも解雇制限給金と雇用奨励金とは似たようなものだという考え方は、私は非常に困ると思うのですが、この点はいかがですか。

○多賀谷議員 確かに、問題のいわば引き延ばし、停止になることは事実です。しかし、今政府がやっておりますいろいろな政策を見ますと、たとえば失対事業をながめてみても、これはまさに引き延ばし政策と何ら変わりありません。これは事業効果を認めたものではない。むしろ今の失対事業の実態を見ますと、あの失対のプールの中に入り込んでしまっています、なかなか出てこれない、よほどの決意がないと、新しい再就職に転換できないというのが実態ですね。それよりも私たちは、企業の中にとめておいて、そしてスムーズに、空白期間を置かないで次の職場に行かすという方が、労働意欲の点からいっても、あらゆる点からいってもむしろいいのじゃないか。どうも私たちの法律はあなた方の思想と違うように書いておられますけれども、よく実施されると私は決して違っていないんじゃないかと思うのです。今少なくとも一年五十万円、炭鉱離職者に失対事業をさして使っておる。そのことを考えると、解雇制限補給金というものは、私は、金額からいきましても微々たるものではないか、こういうふうに考える。どうも

質問者の方がイデオロギーにこだわっておられるのじゃないか。解雇の制限、剝奪だというふうなものの方ではなくて、再就職さえあれば解雇はほとんど認めましょうという考え方で、なるほど一時はチェックになり、停止になることは事実です。しかもこれは臨時立法で、今中高年齢が労働事情の非常に悪い状態にいつつある中で、一時に、しかも同じ地域には入らんとするということをやるとか緩和したい、こういう点でございませうから、質問者の実際の気持とは、イデオロギーを抜きにすれば、あまり違わないのではないかと、こういうふうに考えるわけですか。それから一時、解雇が承認されなくても、就職がその後見つければ、あんな承認をしていくという考え方もありますから、停止をされました労働者も、就職場所さえあれば、その後にはやはり解雇を認めていくという制度になるわけですから、私は何らそこに支障はないのではないかと、こういうふうに考えております。

○始関委員 元来失業救済機関でない企業に対して、そういうたような責任を負担させることがよろしくないのだ、こういう前提に立っておりますので、だいたい考え方が違うのであります。が、次の質問に入ります。

提案者がこういうような法案を出してこられたについては、私は結局企業というもののあり方について、われわれの間にはよほど根本的な考え方の違いがあるというところを指摘せざるを得ないと思っております。およそ企業というものは自立経営を建前とするものであって、赤字を出したからといって、それは企業自体の責任である、これを

国家に転嫁するというようなことを軽々しく考へべき筋合いのものではない、この根本的に考えられます。それから、企業は、企業の自主性、いわゆる経営権というものが尊重せられねばならない、こういうことになるわけですね。雇用あるいは解雇ということも経営権の一番大きな、重要な柱であること、また時と場合によっては、それに対抗する手段として労働者側のストライキ権というものを認めるというのが、根本の建前だと思っております。そこでこの経営権を侵すといいますが、制限する、あるいは剝奪するということになると、これを補うためにこの法案の四条のような考え方が出て参りますね。しかしこれは企業というもののあり方の根本に触れる問題だというふうな見地からこれは全く望ましくないと、思います。たとえばイギリスやフランスなどの各国では、これは御承知のように自由主義国家ですけれども、石炭その他若干の基礎産業が国営になっておられます。国営になりました目的とか、趣旨とか、あるいは今日までどういふ実績を上げたとかいふ問題はここでは差し控えますが、しかし国営になった石炭業、あるいは電力もございませうが、こういうところでも、やはり自立

経営ということが非常に大きな建前である、赤字を出してこれを国に転嫁するといふようなことは最大の禁物だといふふうに、私はイギリスあたりの国営当局から直接聞いております。実際上の結果は必ずしもその通りかぬという面もあるようではすけれども、しかし依然としてこれは非常に大きな原則なんですね。

これは私、水谷長三郎さんの商工大臣当時以来長い間持っておる疑問なんです、今非常にいい機会だからお尋ねしたいと思っております。社会党が国営を主張する、あるいは国家管理的な構想や政策を打ち出すときには、いろいろなねらいがあるでしょう。いろいろなねらいがあると思いますが、しかしそのねらいの一つとして、イギリスやフランスの国営化とは逆に、意識して企業採算というものを国の財政に結びつけて、そして赤字を国に転嫁するということをおねらっておるような感じがいたします。なぜそう思うかとおっしゃれば、私非常に長い間、いろいろな種があるわけですね。一々申しませんが、そう思っております。つまり親方の丸式なやり方をしたいといふのが、社会党の国営論あるいは国家管理論の一番基調にあるといふことを、私は長い間疑問にしておりました。このもう一つの法案の安定法の方でも、たとえばコストの高い山には補助金をやるというようにございませう。それから一手買い取り、販売機関を作るとおっしゃるのですが、私に言わせると、これも結局今申ししたようなねらいに相通するのです。それはつまり買い値と売り値とを切り離すわけですから、食管みたいなもので、どうしたって赤字が出ざるを得ない。たとえば、電力業者に売る石炭の値段を上げるわけにかね、しかしコストが高くなつたから買取額を上げてくれといふようなことで、買取価格と販売価格とを切り離せば、必ず私が申し上げましたような結果にならざるを得ないと思っております。それで私は、企業のあり方あるいは企業責任、こういった非常に

産業政策のポイントともいふべき点について、これは社会党としては伝統的な考え方だと思っておりますが、非常に不都合な考え方であり、なおまた世界じゅうに例のないような考え方だと思っております。自由主義社会の私企業についてそういう考え方はない、自由主義国家の国営企業についてもそういう考え方はない。さらに、これは自分で行って見てきたわけではありませんが、たとえば社会主義の本家本元のソ連はどうなのか。ここでは個人労働者には非常に厳格なノルマというものがあつた。国営企業に対してはどういうふうになつていくかという点ですが、これは生産数量なり品質なりあるいはコスト、価格なんかに対する計画上の要請というものがあつて、それが達成されないと、経営者の責任が追及されて、最小限度、その地位にとどまることはできない、こういうふうなことになる。赤字を出したらこれを国家に補てんさせるといふようなことは、てんで問題にならないといふふうには承知しておるのであります。この点は、さっき申ししたように、幾らでも私はここに並べる種がございませうが、社会党としてはどうも企業責任というものを、はつきりさせないといふところに、一つの伝統的な考え方があつたので、私は今申し上げたようなお話をいたします。それは今申し上げたような経済体制のいかんを問わず、日本社会党の独特な考え方で、ちょっと世界じゅうに比類のないものではないかと思つておられます。いかがですか。

○多加谷議員 ちよつと始関委員は忘れておることがあるのじゃないかと思つておる。それは確かに社会党が国家

赤字を出したからといって、それは企業自体の責任である、これを

管理を出したときに、赤字補てんをいたしました。赤字補てんの場合は、二つある。一つは傾斜生産の面と、他の物価ことに重要産業に高い石炭を供給しない、低廉な石炭を供給する、こういう二つの目的があったと思う。それは当時、あの石炭の不足な時代に、自由価格であつたら、大へんなことになるわけですね。幾らでも売れたわけですから、あの当時自由価格でやっておれば、これは莫大な利潤を得ておるかも知れません。政府が当時電力とか鉄鋼とか国鉄に納める石炭の価格というものを押えた、ここに一つの赤字補給金のものが出た、かように考えるわけです。それからこれは何も社会党が政権をとったから赤字補給をしたのではない、その前の自由党政権においてもおやりになったのでございませうから、これは戦後の経済が石炭傾斜生産に向かつておつたということでありまして、国家管理をやったほかは、別に赤字補てんについてはそれほどの変わったところはなかったのではないか。これはむしろ伊藤先生の方が詳しいから、われわれからお聞きしたいと思つておつた。ただし、そのとき企業者に対してその責任を十分監視しなかつたというところは事実です。この赤字補てんに出したつもの金が石炭そのものに使われていない面が出てきたというところは、残念ながら事実のようでございませう。今日石炭界に対する不信の念はやはりそういう点からもございしているのではないか。当時あれだけ政府が力を入れたのに、なぜ基本的な坑道の開発であるとか、大きな坑道の掘進であるとか、機械化をやらなかつたらうか、われわれもそう考え

るわけですか。それから社会党の当時の国家管理というものが中途半端であつた、もう少し鉱区問題の解決に乗り出しておつたら、現在の炭鉱というものは、少なくとも欧州の炭鉱のように立ち直つたのではないだろうか、こういうふうに考えるわけです。それから、われわれは企業責任というものを十分に追及していきたくと思つておつた。しかし今日出ておりますところの解雇制限補給金というのは、これは企業を甘やかして、赤字を補てんするという意味ではありませぬ。言うならば、失業対策に使う金をこちらに一時使用する、こう言つても、私は、全然理論の通らない話ではない、こういうふうにおつたわけですか。どうも、今まで政府がおやりになつた赤字補てん政策と、われわれの案とをくつつけたような御質問でありましたが、これは少し的はずれではないか、かような思ひま

す。○始関委員 それは、過去の石炭国家管理の当時の事情は、お説の通りですが、私の言いたいのは、あの当時のものはやむを得ない事情があつたにしても、原則としては、あいつたようなやり方が企業責任をあいまいにするという意味で非常に望ましくないというのが、私どもの方の基本的立場なんです。あなたの方は、どうもそちらの方が原則といひますか、きわめてそういうような方向に向かいやすい一つの基本的態度といひますか、性格を持つておられるように思つたのです。そこで、まるっきり違つた今日の情勢

下においても——このもう一つの法案では、さつき申し上げましたような二つの点があると思つたのです。一つはコストの高い山に補助金ですか、補給金ですか、やるという考え方。もう一つは販売機構を一元化する、そうすると買い取り価格と販売価格が遮断されます。ですから、これはどうしたつて買い取り、販売の操作を通じて、やはり赤字を補てんするといひますか、自由市場であつた場合に比べればそういう傾向になるのですよ。これはいかがですか。

○多賀谷議員 この石炭鉱業安定法の問題でございませうが、これはわれわれとしては、積極的にビルドをやるのだという考え方です。積極的にビルドをやりませうと、その炭鉱のコストというものは非常に低い、そういたしますと、その低いコストの石炭と高い石炭とのある程度のプールというものが必要ではないか、こういうふうに考へてきたわけですか。ですから、原則として補給金制度でなくて、価格プール制度、いわばバルク・ラインを引きましても、そうして全然プールにございませぬけれども、普通ならば、自由競争でいひますと、倒れる部分もあるが、非常に生産が上がつた、ことに開発株式会社でやりませうと、ことに開発株式会社の面から出ました益金を、むしろ市場価格よりも高いコストの山に補てんをしよう、こういう考へで、純然たる補給金制度を原則としたものではございませぬ。しかしそれにいたしましたも、過渡的段階におきましては、やはり若干の交付金が必要ではないかというので、念のために書いた規定でございませう。

ル・マインにつまみしても輸入物資と国内産のものについて御議論がありましたと同じようなものが、国内にあるのではないか、こういうことでプール機関を——プール機関というのが販売公社になる。販売公社という考え方は二つございまして、今の価格プールという面と、それから第二には調整的機能が必要ではないか。炭鉱の場合は、雨が一割降りますと三百万トンからの石炭が余つてくるという、電力問題と関係をおつたおつた、自然条件からくる調整が必要なんです。ですから、景気変動の整が必要でありますので、どうしても調整が必要でありませうと、どうしても調整機関というものが必要ではないか、この二つの点から販売公社という構想が出たのでございませう。そして実際の取り扱いは、かつて配炭公社がやりましたように末端の石炭まで扱ひませぬ。ほとんど現在の販売ルートそのまゝを活用していきたい、かように考へておられるわけですか。ですから、ある炭鉱から出ました石炭は、従来通りの販売系列を通じて大手においては納める、しかしその操作は一応販売公社で行なう、それから小口のものについては全部委託をしてその業者に行なうというのでございませうから、非常に有機的に、かつその実情に依つて弾力性を保持して運営をするわけでありませうから、従来の官僚統制というようなものは免れるのではないか、こういうふうに考へるわけですか。

○始関委員 ただいまのお話の中で、電力事情の変化などに対処する、時期的に見た需給の調整、これはある程度必要だといふ点は私も同感ですが、そのためにはある程度の一定量の石炭を操作すればいいので、全体的な買い取り販売機構を作つたということ、しかもその場合に、何か山別にコストの違うのに依つて価格を違へようというふうなお話ですが、これはやはり非常な弊害のあるもので、特に物資の不足な時代にはそういうことをやつた場合もございませうが、原則的にはやはり生産意欲、合理化意欲を阻害するというふうなことがございませう、コストの高い競争をするようなことにもなるので、これは望ましくありません。もう一つは、立案者の意図がどうであらうと、やはり販売価格と買い取り価格とを分離すると、私がさつき申し上げたような傾向になりがちで、これは否定のできない事実だと考へておられます。しかし、これは押し問答でも困りますので、ちょっと問題を進めますが……。

○多賀谷議員 今の点をちょっと……。実は、始関先生も御存じのように、販売は私企業であるドイツにおいても一元化されておるのです。イギリスはむしろ生産から販売まで一元化しておるのです。フランスにおいてもそうですが、私企業であるドイツにおいても、やはり一元化しておるのです。このことはよくお考へになつていただきたいと思つたのです。あれだけの重量物資を自由販売をして、いใดところがあるかどうか。私は石炭そのものが、資本主義であらうと、社会主義であらうと、イデオロギーを抜きにして、自由競争をしてよくなる品物であらうかと考へるのです。これは私たちの考へ方は一貫しておるのですが、下にあるものを上に出すのです。そうして製品が競争したからといって別によくならないではない。それを現在のように、北海

道の石炭を大阪まで持ってきたり、九州の石炭を東京まで持ってきたり、あの重量物を交差輸送してやる。では、こういうむだをどうして直したらいいか。私たちにむしろあなたたちに聞きたいくらいです。私たちの法案も完全ではないし、運用においてはなかなかむずかしい点もあるでしょうが、では一体自民党さんはどういうふうにお考えになるのか。こういうむだはだれでも指摘しておるわけです。ですから、そういうむだをなくするためにはわれわれこれが万全であるとは言いませんけれども、こういう方法しか考えられないのではないか、こういう考えから出発して今の一元化の問題が出たわけです。

○始開委員 たいだいまお話がありましたので、こつちも申し上げるわけですが、それは交差輸送を避けるとか何とかいうような意味からいって、あなたの方の構想もそれ相応の意味もあるし、効果もあると思いますが、ただ、どうもイギリスやフランスあたりと国情が違つて、日本の場合には、やはり私がさっき申したように、販売価格というものと買取り価格というものが一応断ち切られるということから、そこに非常な、今までにあったような弊害が出てくるおそれの方が、弊害の方の面がよけいに出てくる心配が大きい、こう考えております。

第二会社の問題は、私どもあまり好ましい事柄ではないというふうな考えておられます。しかしこれも、純粹に法律的な見地に立って議論をいたしますと、あなたの方のこの立案は不当です。まず第一に、こういうことを伺いましう。とにかく、労働者とそれから経営者との関係というものは、労働組合を通じての労使の自主的な交渉というものを尊重するというのが、一番基本の建前だろつと思つたのです。そういう意味からいいますと、第二会社は望ましくないにしても、そういう話し合いができれば、その話し合いの結果を尊重するというのが、私は一番大きな考え方の筋道だと思つた。いかがでしょうか。

○岡田(利)議員 第二会社の問題は、現行の合理化法の第四章の坑口の開設の制限、第五十四条、第五十五条でわゆる坑口の開設の許可基準というものが定められている。この基準に合致しない場合には、坑口の開設を許可しないわけだ。これは新規の開設であるらうと、あるいはまた従来の炭鉱が第一会社という組織に切りかえようとして、あるいはまた租賦権の炭鉱であるらうと、条文には全部当てはまるわけだ。そこでわれわれは、なぜ一体合理化法が坑口の開設の許可基準というものを作つて坑口の開設を制限しなければならぬのかということ、やはりこの合理化法が石炭鉱業の将来にわたる安定、そのためにはやはりビルド・アップの方式と、それからどうしても経営の成り立たぬものはこれをスクラップする、こういう思想に貫かれておると思つたわけです。特にわれわれが問題にしておるのは、今日第二会社に

移行しなければならぬというのは、非常に終極に近くなつてきておる、残りの炭層というものは、鉱量というものが少なくなつてきておる、こういう条件の中で実はこの第二会社というものが発生してきておるわけです。極端な例を言いますと、三菱の方城、上山田のように、五年間でこはもう終極してしまふ、終極するのであるから、五カ年計画でもって漸次人を減らしていつて、五年後に終極する、こういう労使間の協定を結んでおるわけです。しかし炭鉱は、御存じの通り、採掘する条件として、保安炭柱とか一定の炭層を残さなければならぬようになっておるわけです。一定規模の炭鉱の経営の場合には、一定の炭量というものが必ず残るわけです。ですから終極といつても、一体終極がどこかという面については非常に議論のあるところだ。しかも終極をするという協定を結びながら、これを第二会社に切りかえて残りの炭層を採掘する、こういう形式が実はとられておるわけです。しかも小規模でそういう採掘形式をとりますと、これは五年ないし十年——今の実績では終極であるという前提に立って第二会社が作られて、十年間経営が継続されておる、こういう実例が実は枚挙にいとまがないわけです。これであつては石炭鉱業の安定、スクラップをし、しかもビルド・アップをして将来に向かって石炭産業を安定するといふことに逆行するのではないか、こういう立場を私どもはとるわけです。ですから、極端なものと言ひ方をしますと、思想的には私どもは、第二会社というものは認むべきではない、そういう従来の形式で経営ができない炭鉱

は、スクラップ化すべきである、こういう明確な立場に立っておるのでございませうが、今日日本の実情等から考へて、あるいはまた炭鉱の所在する市町村の問題、あるいはまた、炭鉱というものが比較的へんびなところにある存在をしておるという日本の実情、こういうものを勘案して、ある一定の労働条件というものが確保される場合に限つてのみこれを認めよう。労働者が認めるという場合は、ある一定の労働条件が確保されることによつてこれは了解をする、こういう工合に私どもは理解をいたしておりますから、当然労働条件が極端に下がる、今の実例では賃金が半分になる、あるいは三分の一になる、こういう合理化法の精神に逆行する第二会社方式については、きつて規制をして、それができないものについてはスクラップをし、これをビルド・アップをする、こういう割り切つた考え方に立たなければ、石炭産業の安定というものはないのである、こういう立場で第五條を規定いたしておるわけでございます。現行法の坑口の開設許可基準の設定等から考へてきわめて当然な措置ではないか、このように理解をしております。

○始開委員 岡田さんの御答弁です。これは今スクラップ・アンド・ビルドのスクラップ化の方を盛んに進めておるわけですから、その趣旨に反するようないふ、何といひますか、資源的條件その他の劣弱な炭鉱の再開を認むべきではない、これはもちろんそうだが、今坑口の開設許可という制度があつて、そういう趣旨で運用しているのだらうと思つた。ただ問題はすぐにもう一べんスクラップ・ダウンしな

ければならないという資源的な条件を理由とする坑口開設許可というのは、これは必要なら石炭局の事務が来ておりますから答弁させますが、それはできておるのです。これは、あなたの方で持ってきたのはほかの理由ですな。そういう理由に該当する場合は、当然坑口の開設は禁止される。まだ資源的には若干といひますか、相当のゆとりがあつて、賃金低下という条件、企図がある場合にはこれを禁止しようといふのがあなたの方の御提案の趣旨なんですか、そういうことになれば、私は、さっき申したように、労働組合を通じての自主的な話し合いを尊重するのが、労働法体系からいつても、いろいろな点からいつても、根本的な立場、尊重すべき筋道じゃないか、こういうふうな申し上げたのです。もう一べん

「委員長退席、齋藤(憲)委員長代理席」

○岡田(利)議員 第二会社の場合、先ほどから会社の経営権というものについてずいぶん強く主張されておるわけですが、会社形態を新しい第二の会社形態に移行するといふとき労使の話し合いになることは、労働条件です。雇用条件、雇用契約の内容、こういうものが中心になつておる、この問題について労使の話し合いになるわけです。これは経営者の権限事項であります。それ自体については労使の交渉事項ではないわけだ。問題はそこによって労働者の雇用内容が変わる、労働条件が変更されるから、その部分に限つて労働法では、会社形態を

これは明確に区別して理解をしなればならぬと思うのです。それを混同するところに理解の仕方が出てくるのではなからうか、こういう感じがするわけです。一方現行の合理化法では、そういう第二会社にする場合には、これも新規の坑口の許可基準に該当しない場合は認めないという方針を、今日とおるわけですが、しかもこの許可基準は、当初定めて以来変わっていないものではなくして、順次趨勢に合わせて許可基準を変えておるわけです。ですから、私もそこで問題にするのは、労働者が雇用条件が下がっていく、労働条件が低下するという場合に、われわれとしては、当然労働者自体として労働条件が下がるとは承認できないという立場を堅持をいたしておるわけですが、今日の第二会社に移行する労使の話し合いは、そういう労働条件以前の問題として取り上げられておる。いわゆる、やめるか第二会社にするかである。こういうどうかつ的な背景のもとに今日第二会社に移行という問題が浮かび上がっておることを、われわれは理解をしなければならぬと思うのです。その最も重要なことは、一体なぜ第二会社に移行するかという内容を分析検討する場合法的に引き揚げられていることが、第一の問題として考えられておるとわれわれは理解をするわけです。

それから第二の問題は、租賦権その他の設定あるいは販売権を完全に握るという契約のもとに第二会社を起すことによつて、従来と同じような自分の販路、営業力を確保しつつ、そこに中間利潤を確保する。そういう資本の

利益の上に立って、そういう前提の上から立ってのみ今日第二会社が起されるおるのが実情なのです。この実態をわれわれは正しく把握しないだけで第二会社の問題を労使間の話し合いだけで押さえておくことは、間違ではないか。むしろそういう実態を正確に把握することによつて、石炭産業の将来の安定、ビルド・アップをし、炭鉱の規模を再編成をしていく、こういう場合には当然この措置が必要である。逆にいいますと、最低賃金が実施をされること、極端に労働条件が低下をします。第二会社はこれはやるべきではないということになるし、残念ながら最低賃金が実施をされていらないわけですから、そういう意味では一応従来の労働条件を基準にして、これを下回らないことを前提にしてのみ許可されるべきではないかという立場に立っておるわけです。ですから、労働法上から見ても、現行合理化法の建前から見ても、坑口制限の趣旨等を勘案する場合に決して矛盾をしない。むしろこの方法を積極的にとることが、将来における石炭産業の安定の方向であると理解するわけです。

○始関委員 問題点は結局のところ賃金低下という問題であるから、これは労使の話し合いを尊重するという根本の建前のもとに解決すべきであると思ふのでありますが、ただいまのお話の中にも出て参りましたが、労働法の体系から申しますと、この第五条の趣旨といたしますところと、ちょっと

と矛盾がある。一つは、同一企業内部で雇用が継続しておる場合には賃金の引き下げというものはあり得るわけがないで、その場合には坑口使用の禁止に

ならないのに比べて、第二会社にしたからといって、その場合にだけ禁止するということは、均衡を失するといふ法律論が一つある。もう一つは、今のお話の中に出て参りましたが、賃金の引き下げ防止というものは、必ずしも一ぺんきめた賃金をそのままずっといかなければならぬという問題でなく、そういう問題があるからこそ最低賃金制度というものが必要になるわけですから、今お話しするような資源的にだめだという場合の坑口許可の問題は、むしろ解決済みのことだし、異存はありませんが、賃金低下という問題に対処するためには、第一には労使の話し合いの結果を尊重すべきである。第二点としては、こういう問題は法律体系からいへば、やはり最低賃金制度の確立ということに対処すべきであるというところ。それから第三点として、今申し上げたように、同一企業内部で引き下げる、それに対するそういう措置はございませぬね。この場合だけやるといふのは不均衡だ。こういう三つの議論から、遺憾ながら第五条の趣旨というものは賛成いたしかねる。もう一ぺん御答弁をお願いします。

○岡田(利)議員 私はいしる、今日の合理化法に貫かれておるスクラップ・アンド・ビルド方式で今日の炭鉱の合理化を進めていくという思想を正しく理解することが、まず大事じゃないかと思ふのです。ですから、将来にわたって一定の労働条件が保障されないと、しかも将来にわたって安定で得ると

いう保障のない炭鉱が継続的に残される、スクラップ化が行なわれないといふことは、現行法の建前からいっても逆行すると私は考えるわけです。しか

しながら、一定労働条件が確保されて、しかもある一定期間、資源的な立場から見てもその炭鉱が継続的に確保されるというところであるならば、これは問題ないわけですが、もし同一企業内部で一カ所だけが赤字であつて非常に困難な経営の状態にあるとするならば、これはプールの状態で考えてみなければならぬと思ふわけです。その山だけを独立採算的に抽出して考えるのではなくして、やはり全体として考えなければならぬ。ですから、労働条件をある程度下げなければならぬとするならば、こういう一カ所の山があるために現行の労働条件を維持することができないとするならば、その点について、それぞれ当該企業の労働組合に対して労働条件について話し合をして、そこで労働者が納得すれば、その幾つかの事業所のうちの一つは維持し得るわけですね。そういう方法でオールド・クスにむしろ解決されるべきではないか、こういう立場を私もはとっておるわけです。それを分解して、幾つかの事業所のうち一つだけが赤字で経営が困難である、その部面だけで問題を解決しようとするところに問題があると思ふんです。第二会社は大体、幾つかの事業所を持つ場合の例が圧倒的に多いわけです。あとは中小炭鉱が経営が困難で、便法的に第二会社に切りかえて負債をたな上げする、こういう方式をとられる場合がありますけれども、ここでいう、われわれが一般論として取り扱っている第二会社の場合には、幾つかの事業所があるわけですが、そういう立場に立って労使間で話し合

いをし、了解するのがむしろ妥当であ

る。まず、そういう立場を明らかにしなければならぬと思ふわけです。○多賀谷議員 法律的な面だけお答えしておきたいと思ふますが、どうも経営権を剥奪するものであるとか、労使関係についてはきわめて制限をするというようなことをいっているおっしゃいますけれども、財産権、あるいはまた自由企業の立場をかなり日本の法制というものは制限しておる。坑口使用の制限等におきましても、いわゆる生産面ではかなり制限を受けておるわけですね。ですから、社会政策の面から制限を受けてはならぬという考え方がおかしいのじゃないか。現実に石炭産業合理化臨時措置法の中には、坑口使用の許可あるいは坑口開設の許可についてはかなりシビアな制限があるのに、それを、社会政策的な面を入れてはならぬというものの考え方は、妥当でないのではないかと。当然社会政策的な考え方を一つの要素として入れてもいいのじゃないか、こういうように考えて法制を出したわけです。

○始関委員 いや、おっしゃるお気持はわからぬでもないのですが、ただ法律論として言えば、こういうような問題に対処するのは、やっぱりそのもので言えれば最低賃金制度であつて、ここにこういうものを持つてくるのは適当ではあるまい。なお、実情論として、たとえば、私は全面的にそういうやり方に賛成だという立場じゃありませんが、雇用の条件というものは総合的にあんないしなればいかにぬということもあるし、第一会社の方をやめるときに相当退職金をもらうということもあるし、実情というものはあんなのおっ

しゃるようになりな

らないのではないかとありますが、いかがですか。

○多賀谷議員 現実に第二会社を設立しておられます炭鉱の状態を見ますと、漸次、従来の鉱業権者に雇われておった人々はいなくなりまして、実際使っておる労働者というのはむしろ、従来の従業員ではなくて、よそから連れてきている従業員だという面が非常に多いのです。これは一体何を意味するかということですか。ですから、そういう実態把握を、われわれを含めて皆さんで十分やっていたら、この問題は単に理論でなくて、実際の運用を考えてみると、われわれが出した法律の内容がかなり御理解いただけるのではないかと思うのです。第二会社を作った、その付近に従来の解雇された人々がいましても、そこに来る従業員というものはよそから連れてくる、こういう実情を十分把握していただきたい。

○始関委員 立法論としては、私はこういう場合に対処するのは最低賃金制度だと思えますがこれ以上の議論をよしまして、最後の問題に入ります。

第六条ですが、この六条の規定はいわば間接雇用の禁止でございます。坑内作業についての下請作業を禁止しようというのでありますけれども、一般産業で認められておる下請契約というのを、この場合についてだけ禁止するというのは、特別の事情がなければ妥当ではない、一般論としてはそういうことが言えると思えます。もし禁止の趣旨が下請企業における労働条件がよくなるという理由によるものであれば、これは下請企業の場合を含めたすべての企業について、法による最低賃

金あるいは最低基準の確立と、それから労働組合の活動によってその向上をはかれば足りる、第一点については、こう言わざるを得ないと思っております。それから第二点として、下請企業では中間搾取の例があるのだというのでございますれば、労働基準法第六條、中間搾取の排除の規定、あるいは職業安定法第四十四條、労働者供給事業の禁止の規定、これらの規定の運用によって対処すればよろしいのではないかと。保安上の理由によるということであれば、鉱業法あるいは鉱山保安法等の規制によって処理すべきである。つまり労働供給の疑いがあるというならば、職安法で取り締まればよろしいわけでありまして、この点に不十分あるいは遺憾の点があれば、労働省当局の責任を追及する。これはせんだって、多賀谷さんだいたいおやりになったと思えますが、要するに、既存の三つの法律体系によって十分に対処できるはずであって、もしできないというならば当該官庁の責任を大いに追及すべき筋合いであって、新しい立法はここに入り込む余地はあまり、法律論として私はそう思いますが、いかがですか。

○多賀谷議員 新しい立法としては入り込む余地がないとおっしゃいますけれども、これは保安法の建前からも職業安定法の中間搾取の排除という面からも言い得ることなんです。確かに両面からびしっと規制していただければ、何も取り立てて言う必要はございませんけれども、一応雇用安定の一つの項目でございますので、この法律で、他の法律と競合いたしますけれども、さらに特殊立法として考えたわけござ

います。そこで保安法からいいますと、あれだけ保安法でかなり労働者の訓練とか、それから保安の責任を追及しているのですから、下請に坑内の、しかも基幹作業場における労働を許しておるといふことは、本来間違いではないかと。それから安定法からいいますと、これは施行規則を改正していただければ、ある程度取り締まれるわけですから、これもやっていたら、これは確かにおっしゃる通りに、法だけの不備ではなくて、従来の行政の不備を一つこの法律で規制しようというところの面もなきにしもあらずで、おっしゃる通りに、両法案において正確に制限ができるならば、われわれはけっこうだと思えます。

○始関委員 それでは、この程度にしておきましょう。御懇切な御答弁、どうもありがとうございます。

○齋藤(憲)委員長代理 それでは、次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会